

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会 …… ☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館 …… ☎ 223-1892
町民会館 …… ☎ 223-0731	芦屋東公民館 …… ☎ 222-1981
芦屋中央病院 …… ☎ 222-2931	総合体育館 …… ☎ 222-0181
中央公民館 …… ☎ 222-1681	芦屋釜の里 …… ☎ 223-5881
図書館 …… ☎ 223-3677	芦屋歴史の里 …… ☎ 222-2555

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

健康・子育て

からだ、ゲンキ！教室
新規参加者募集（初年度無料）

一緒に楽しく運動して、健康になるための教室です。体を動かし、筋力をつけることは、生活習慣病予防に加え、認知症予防や不眠対策にもなります。気持ちよく体を動かし、メタボを解消しませんか。

▽とき 4月10日（令和6年3月4日の毎週月曜日・午前10時～

11時30分（祝日を除く全40回）

▽ところ 町民会館

▽内容 ストレッチ、リズム体操、筋力トレーニングなど

▽対象 芦屋町国民健康保険加入者で、令和5年度に特定健診または若者健診を受診する人

※医療機関通院中の人は、医師の許可（意見書）が必要です。

▽定員 20人程度

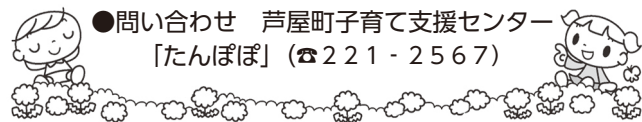
▽参加費 無料（2年目からは有料）
▽持ってくるもの 運動ができる

服装、室内運動シューズ、タオル、水分補給の飲み物

たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」☎221-2567



3月の日曜開館日 5日・19日

♥おもちゃ病院

壊れたおもちゃはありませんか。おもちゃドクターが修理してくれます。事前に預かることもできます。

▷とき 3月4日（日）・午前10時～午後3時

♥にこにこ絵本

▷とき 3月6日（日）・午前11時～11時30分

♥絵本タイム

▷とき 3月17日（日）・午前11時～11時30分

♥すくすく広場「楽しい歯の話」（5組限定）

※3月14日（日）から予約開始

▷とき 3月28日（日）・午前10時～11時

▷持ってくるもの 家で使っている歯ブラシ

※イベントのため、午前中の中入館は予約者のみ



♥育児相談

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 3月1日（日）・午前10時～正午

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

▷予約 健康づくり係（☎223-3533）

【たんぽぽ相談】保健師・栄養士による相談

▷とき 3月14日（日）・午前10時～正午

▷持ってくるもの あしやすくすくファイル、母子健康手帳

※町外の人も相談できます（予約不要）。

【離乳食の日】栄養士による栄養指導と進め方相談

3月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

※次回は、4月11日（日）です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 3月15日（日）・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館



※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。



▽申し込み 3月20日頃までに、健康づくり係（☎223・3533）へ

私もできる、ボランティア
献血にご協力ください

▽とき 3月24日金・
午前10時～午後3
時30分（正午～午
後1時は休み）



▽ところ 役場玄関前

▽内容 400ml献血

▽対象 男性17～69歳、女性18～69歳で、体重が50kg以上の人。ただし65歳以上の場合、60～64歳に献血をしたことがある人のみ
※献血可能日を献血カードで確認してください。

※血液の安全性向上のため、受け付け時に、本人確認ができる証明書（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）を提示してください。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎223・3533）

新型コロナウイルス感染症の
抗原検査キットを配付しました

高校入試や卒業式を控え、新型コロナウイルス感染症の学校、保育所でのクラスター防止や小児科受診をスムーズに行えるよう、0

歳～15歳の子どもを対象に、2月中旬に抗原検査キットを1人に2個ずつ配付しました。家庭での感染拡大防止に活用してください。

なお、検査結果が陰性であっても、症状が続く場合は、医療機関を受診するようお願いいたします。

▽問い合わせ 健康づくり係（223・3533）

福岡県腎臓病患者福祉
給付金（後期10月～3月分）

就労などの理由で、午後5時以降に、月に5回以上人工透析を受けている人で、身体障害者手帳を持っている人を対象に交通費の一部を助成します。給付には所得制限などがあります。詳しくは問い合わせてください。

▽給付額 月額2000円

▽申し込み 3月24日頃までに、障がい者・生活支援係（☎223・3533）へ

後期高齢者医療制度の
健康診査

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的とした健康診査を行っています。

まだ受診していない人は、実施医療機関に予約のうえ、受診して

ください。受診票は令和4年4月下旬に送付しています。令和4年5月以降に75歳になった人は誕生月の10日ごろに送付しています。なお、受診は、75歳の誕生日以降に行ってください。

受診票の再発行や実施医療機関が分からない場合は、問い合わせください。

▽受診期限 3月31日頃まで

▽受診方法 新型コロナウイルス感染症の発生病況を踏まえ、実施医療機関にあらかじめ電話で相談後、受診を検討してください。

▽受診に必要なもの 保険証、受診票、自己負担金500円

▽問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎092）651・3111

令和5年度児童生徒就学援助

経済的な理由で小中学校への就学が困難な世帯に、学用品費や給食費、修学旅行費などを助成します。

▽対象 世帯全員の所得などが一定の基準以下の世帯（生活保護世帯は除く）

▽申請期限 3月31日頃

※申請期限後も、随時、申請は受け付けますが、支給は申請の翌月分

からになります。

▽申請書類 申請書と手引きは、町のホームページからダウンロードできます。また、学校教育課窓口にもあります。詳しくは町のホームページを確認してください。

▽申請・問い合わせ 学校教育係（☎223・3547）

福祉

オレンジカフェに
参加してみませんか



認知症の人や介護をしている人、地域の人や専門職の人が気軽に集い、交流を図りながらくつろぐ場です。専門職の人から認知症や介護に関するアドバイスを受けることもできます。気軽に参加してください。

▽とき 3月15日金・午前10時（9時30分から受け付け）～11時

▽ところ マリントラスあしや3階
▽対象 認知症の人や介護をしている人など誰でも参加できます。

▽内容 座談会

▽参加費 無料

▽定員 10人

▽申し込み 3月10日頃までに高齢者支援係（☎223・3536）へ



相談・募集

特設人権相談

人権や法律の問題で困っている人は気軽に相談してください。

▽とき 3月16日(金)・午後1時30分～3時30分

▽ところ 山鹿公民館

▽相談内容 家庭、相続、登記、戸籍、金銭、いじめ・不登校の人権問題など

▽相談員 人権擁護委員

▽相談料 無料

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎2223・3530)

※事前に相談内容を連絡してください。

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。



【定例相談】

◎3月9日(金) 土肥孝明相談員

◎3月23日(金) 橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 中央公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡

してください。

◎土肥相談員(浜口町4番12号 ☎222・0044)

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎23・3203)

困りごと相談室・子ども支援オフィス巡回相談会

家庭の困りごとに、福岡県自立相談支援事業所の相談員が応じます。一人でがんばりすぎないで、どんなことでも相談してください。

▽とき 毎月第1回・午前10時30分～午後4時30分(1組90分程度)

▽ところ 役場4階

▽対象 町内に住んでいて生活保護を受けていない人

※生活保護を受けている人はケアスワーカーに相談してください。

▽費用 無料

▽申し込み 相談日前日までに障がい者・生活支援係(☎2223・3530)へ

司法書士による「返済にお困りの方のための電話相談会」

コロナ禍により

日々深刻さを増す昨今の経済状況を踏まえ、多重債務(借金)に関する相談に応じます。相談会当日は



降も平日午後6時～8時は相談可能です。

▽とき 3月18日(土)・午前10時～午後4時

▽相談方法 電話相談

▽相談電話番号 ☎(0570)・783・544

▽費用 無料

▽主催 福岡県司法書士会、福岡県成年司法書士会協議会

▽問い合わせ 平日午前10時～午後4時・福岡県司法書士会事務局(☎(092)722・4131)

成年後見制度の無料出張相談

【成年後見制度とは】

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、生活費の管理がうまくできなくなったり、悪質な訪問販売で必要のない物を買わされたりするなどの問題が出てくる場合があります。このような人の権利や財産を守る制度です。

【無料出張相談】

北九州市成年後見支援センターの職員(社会福祉士など)が相談に応じます。

▽とき 3月22日(金)・午後1時30分～4時30分

※1人1時間以内

▽ところ おかがき総合福祉保健センターいこいの里(岡垣町高倉)

▽対象 町内に住んでいる人とその家族や関係者

▽定員 3人(先着順)

▽費用 無料

▽問い合わせ・申し込み 3月1日(金)から岡垣町地域包括支援センター(☎282・1211)へ

※2カ月に1回、遠賀郡3町で出張相談が行われます。芦屋町では、令和5年7月に開催予定です。開催日時などは広報あしやでお知らせします。

いきいき昼食会(講話)参加団体募集

介護予防のひとつである口腔ケアと栄養バランスのとれた食事のことを学ぶ講話です。また、当日は、試食品の提供があります。

自治区公民館などで行う団体を募集します。

※口腔ケアとは、口の中を清潔にして、全身の健康を保つ方法のことです。

※試食品(芦屋町食生活改善推進会が調理したもの)は弁当として提供します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持ち帰って食べてください。

▽とき 7月～9月以外の平日で、団体が希望する日の午前10時（9時30分から受け付け）～11時

※詳細な日程は、申し込み受け付け後に調整します。

▽ところ 自治区公民館など

▽定員 4団体（地域交流サロンや老人クラブなど、10人以上の団体）

※応募多数の場合は、近年参加していない団体を優先します。

▽参加費 1人350円（当日持参）

▽申し込み 4月28日（金）までに高齢者支援係（☎2223・3536）へ

老人憩の家管理人募集

町が設置し、芦屋町社会福祉協議会が管理する老人憩の家の管理人を募集します。



▽対象 町内に住んでいる人

▽内容 ①ボイラーや防火設備の操作と管理、浴場の清掃・点検、憩の家の管理事務など ②利用者の応対、館内の清掃・点検など

▽募集人数 ①②とも若干名

▽雇用期間 4月～令和6年3月

▽勤務時間 ①②とも午前9時～午後4時30分の隔週勤務

※日曜日・盆・年末年始は休館日

▽賃金 芦屋町社会福祉協議会の規定による

▽申し込み 3月7日（木）までに芦屋町社会福祉協議会（☎2222・2866）へ

※所定の申込書（芦屋町社会福祉協議会にあります）を提出してください。採用に際して面接を行います。面接日時は申し込み時に伝えます。

町の任期付職員募集

■山鹿公民館長

▽募集人数 1人

▽勤務地 山鹿公民館

▽業務内容 公民館の管理運営と公民館講座の企画・立案・実施、祖父母学級、土曜学び合いルーム、校区育成会議や学校サポーター事務局に関する業務など

▽勤務時間 午前8時30分～午後5時（休憩1時間）

▽勤務形態 週4日勤務（土日祝日勤務あり）

▽給料 月額17万5200円

▽募集要件 ①②③のいずれかに当てはまる人で、パソコンを使えた事務処理ができる人

①社会教育主事の資格を持ち、実務経験がある人

②社会教育関係団体・事業で指導者としての地域活動経験がある人

③教員免許を取得し、実務経験がある人

▽勤務開始 4月1日（土）

▽申し込み 3月8日（木）までに、

人事係（☎2223・3574）へ
※申込書は、総務課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

芦屋町環境審議会委員募集

環境基本計画や環境基本条例など、環境の保全に関する基本的事項の調査審議を行う芦屋町環境審議会の委員を募集します。

▽募集人数 1人

▽応募資格 次の要件をすべて満たす人

①町内に住んでいるまたは勤務している18歳以上の人

②町議会議員、町職員でない人

③平日の会議（1回2時間程度、令和5年度3回、6年度1回実施予定）に参加できる人

▽任期 5月22日～令和7年5月21日（2年間）

▽応募方法 申込書に必要事項を記入し、3月31日（金）までに、直接持参、郵送（〒807・0198（住所記入不要）環境・公園係）、

ファクス（☎2223・3927）またはメール（kankyoo@town.ashiya.lg.jp）で提出

※提出された申込書により選考を行います。

※申込書は、環境住宅課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

▽問い合わせ 環境・公園係（☎2223・3538）

山鹿排水機場と水門の操作員募集

▽募集人員 1人

▽業務内容 山鹿排水機場と唐戸、汐入川水門の操作、点検や整備、記録、報告など（2人体制）

▽勤務時間 降雨時（一時的な大雨など）年60日程度

※深夜勤務の場合があります。
▽委託期間 4月1日～令和6年3月31日

▽委託料 時給2600円程度
※深夜11時30分～0時程度

▽面接日 3月15日（金）

▽申し込み・問い合わせ 3月10日（金）までに履歴書を農林水産係（☎2223・3544）へ提出

※履歴書は産業観光課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。



募集

自治区公民館体操を 新規に行う地区を募集

町では、自治区の皆さんが集まって体操をする「自治区公民館体操」事業を行っています。そこで、令和5年度から新規に自治区公民館体操を行う地区を募集します。

いつまでも家庭で元気に生活できるように、自宅でもできる体操を地域の皆さんと一緒に学んでみませんか。

▽募集 3地区（先着順）

▽対象 まだ行ったことがない地区
※複数の地区の合同でも可能です。

▽費用 無料

▽指導者 健康運動実践指導者

▽申し込み条件 ①10人以上参加
できること ②公民館、いすなどの会場や備品が確保できること

※自治区長に相談のうえ、4月14日
日 迄までに高齢者支援係に申し込んでください。

▽申し込み 高齢者支援係（☎223・3536）

令和5年度国税専門官採用試験

▽受験資格 平成5年4月2日
～14年4月1日生まれの人



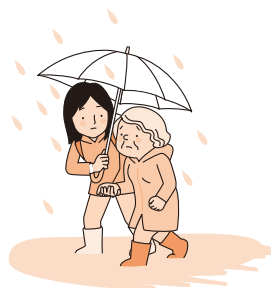
避難行動要支援者名簿に登録しませんか ～新規登録対象者に申請書を送付します～

▷問い合わせ 高齢者支援係（☎223 - 3536）

■ 避難行動要支援者名簿とは

災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者などのうち、名簿登録に同意した人の名簿です。この名簿は毎年更新して、地域の自主防災組織または自治区、民生・児童委員、遠賀郡消防署（避難支援等関係者）へ提供しています。

名簿は、平常時の地域での見守りや要支援者の情報共有、災害時の避難支援計画の作成資料や情報伝達、安否確認などに役立てられます。



■ 避難行動要支援者名簿に登録するには

町では、名簿の年次更新を行うため、3月初旬に新規対象者へ登録申請書を送付します。

【申請方法】

避難支援等関係者への名簿の提供に「同意します」または「同意しません」のどちらかを選び、必要事項を記入して同封の返信用封筒に入れて返送してください。名簿登録に同意しない場合でも返送してください。

また、現在登録中の人で、登録の内容を変更したい場合は、役場まで連絡してください。

※名簿登録は、強制ではありません。

※名簿登録に同意する人は、登録申請書（裏面）の緊急連絡先など、漏れがないように記入してください。

※対象者に該当しない場合で、名簿への登録を希望する人は、区長に相談してください。

【申請期限】

3月24日 迄

【新規対象者】

在宅で生活している人で、令和5年1月31日を基準日とし、次の要件を満たす人

①75歳になった人（昭和22年2月1日～23年1月31日生まれ）で一人暮らしの人、または75歳以上の高齢者のみの世帯

②介護保険で要介護1～5の認定を受けた人

③身体障害者手帳所持者（ただし、内部障がい者は1、2級所持者のみ）

④精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者

⑤療育手帳A判定所持者

※②～⑤は、以前から芦屋町に居住し、令和4年2月1日～5年1月31日に認定、手帳を取得した人です。

⑥4年2月1日～5年1月31日に転入し、①～⑤に該当する人

※①～⑥に該当する人で、申請書が届いていない場合は役場に連絡してください。

2 14年4月2日以降生まれで、次のどちらかに当てはまる人

① 大学卒業または令和6年3月までに大学を卒業する見込みの人
② 人事院が①と同等の資格があると認める人

▽試験の程度 大学卒業程度

▽受付方法と期間 インターネットでの申し込み。3月1日(日)午前9時～3月20日(日)受信有効
▽第1次試験 6月4日(日)

▽問い合わせ インターネットの申し込みに関すること
人事院 人材局試験課 (☎03) 3581・5311 (内線2332)、そのほか試験に関すること
福岡国税局人事第二課試験研修係 (☎092) 411・0031 (内線2432)

自衛官採用試験

▽受付期間 一般曹 候補生
3月1日(日)～5月9日(日)



※自衛官候補生2年間を通じて行っています。

▽応募資格 採用予定月の1日現在、18歳～33歳未満の人

▽そのほか 試験日、試験会場は問い合わせてください。

▽問い合わせ 自衛隊福岡地方協

力本部芦屋地域事務所 (☎223・0981 内線348)

お知らせ

ひとり親家庭等医療証、重度障がい者医療証の切り替えと発送

【切り替え】4月から小学1年生になる人で「ひとり親家庭等医療証」の対象者、または、中学1年生になる人のうち「重度障がい者医療証」の切り替えの手続きが必要です。手紙を送付しますので、必要書類を持って住民課窓口へ申請に来てください。

【発送】「重度障がい者医療証」を持っていて高校3年生は、4月から自己負担の内容が変わります。対象者には、新しい医療証を送付します。現在持っている医療証の期限が過ぎたら、差し替えて使ってください。

▽問い合わせ 保険年金係 (☎223・3532)

住居表示番号が重複して困っていませんか

住居表示番号とは、訪問する人や郵便物の配達人がわかりやすいよう、建物に付けられる番号のことです。町が設定しています。

3月は自殺対策強化月間です ～身近な人の「こころのサイン」に注意を～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、さまざまな悩みを抱える人が増加しています。自殺は、「さまざまな悩みが原因で、心理的に追い込まれた末の死」です。身近な人の「こころのサイン」に関心を持ち、「こころの変調」や「自殺のきざし」に気付けるようにしましょう。早めに専門の相談窓口などにつなげることで、守られる命があります。

●主な相談窓口

▶ふくおか自殺予防ホットライン

☎0120-020-767 (無料) 平日=午後4時～翌日午前9時 休日=午前8時～翌日午前8時

▶ふくおか自殺予防ホットライン ☎092-592-0783

▶福岡いのちの電話 ☎092-741-4343

▶北九州いのちの電話 ☎653-4343

▶いのちの電話インターネット相談

<http://www.inochinodenwa.org/soudan.php>

▶北九州自殺予防こころの相談電話 ☎522-0874

▶福岡市自殺予防相談 ☎092-737-1275

▶自死問題支援者法律相談 (福岡県弁護士会) ☎092-741-3210



いのちの電話
インターネット相談

住居表示番号の重複による誤った訪問や配達で困っている場合は、役場に申し出ることで、番号を変更することができます。

※大字地区(大字芦屋○○番地や大字山鹿△△番地)は含まれません。



※2階建て以下の集合住宅は対象になりません。

※住居表示番号の変更に伴う不動産登記、年金手帳、免許証などの住所変更手続きは個人で行う必要があります。

▽問い合わせ 住民係 (☎223・3531)



お知らせ

マイナンバーカードの
休日・夜間窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの申請や受け取りができない人のために、次の日程で休日と夜間窓口を開設します。

最大2万円分のマイナポイントがもらえる対象者は、マイ

ナンバー制度が始まってから令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した人全員です。

3月も休日・夜間窓口を開設しますので、ぜひ利用してください。

▽とき 【休日窓口】 3月4日(土)、19日(日)・午前8時30分～正午

【夜間窓口】 3月13日(日)、29日(日)・午後5時15分～7時30分

※急ぎよ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▽ところ 住民課窓口

▽持ってくるもの

【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類、住



民基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※マイナポイントの申し込み支援や証明書の発行、転入・転出の異動の受け付けなどには行いません。

▽問い合わせ 住民係(☎223・3531)

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▷とき 3月13日(日)・14日(月)の日没～午後9時ごろ(予備日=15日(火)・16日(水)・17日(木))

【救難ヘリコプター・救難搜索機】

▷とき 毎週(月)・(火)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(火)・(水)・(木)が予備日です。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室(☎223-0981内線254)

除菌効果が期待できる 酸性電解水を無償配布中

新型コロナウイルス感染症対策として除菌効果が期待できる酸性電解水の無償配布を行っています。

とき	ところ
平日・午前8時30分～午後5時15分	役場 総合案内横
3月19日(日)・午前10時～午後4時	芦屋東公民館、山鹿公民館

▷配布量 1世帯あたり1リットル程度

▷持ってくるもの ペットボトル容器など

※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。

▷保管方法など 容器に必ず日付と酸性電解水と明記し、紫外線が当たらない涼しい場所で保管する。

▷使用方法 除菌したい場所の汚れを落としてから使用する。酸性電解水を布巾などに十分に含ませて拭くなど。

※詳しくは、ホームページを確認してください。

▷問い合わせ 庶務係(☎223-3572)



みんなのねんきん

届け出による 産前産後の国民年金保険料免除

平成31年4月から出産前後の期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除になります。届け出は、出産予定日の6カ月前からできます。

●手続きに必要なもの

【出産前に届け出をする場合】

母子健康手帳など

【出産後に届け出をする場合】

出産日は役場で確認できるため原則として不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類が必要です。

▷届け出・問い合わせ 保険年金係(☎223-3532)



芦屋町の公費医療制度

芦屋町には、子ども医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の3つの医療費助成制度があります。いずれも、対象者が医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療に対する医療費の自己負担分を助成する制度です。

▷問い合わせ 保険年金係 (☎223-3532)

■子ども医療制度

防衛省からの特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、子ども医療費の助成を行っています。

▷対象 高校生世代までの子ども

▷助成内容

対象者	内 容
0歳～高校生世代	通院・入院ともに無料

※所得制限はありません。

■重度障がい者医療制度

▷対象 ①身体障がい者＝身体障害者手帳1級または2級の人 ②知的障がい者＝I Q 35以下の人(療育手帳「A」) ③重複障がい者＝I Q 36～50で、身体障害者手帳3級の人 ④精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳1級の人

※65歳以上の人は、後期高齢者医療保険に加入していること

▷助成内容

対象者	内 容	
3歳～高校生世代	通院・入院ともに無料	
18歳以上	通院	500円/月(上限)
	入院	【一般】 500円/日(月20日限度) 【※住民税非課税世帯】 300円/日(月20日限度)

※所得制限があります。

※住民税非課税世帯の人は、加入している保険者が発行する「限度額適用認定証」があれば、入院時の自己負担が日額300円に軽減されます。

※精神障がい者は、精神病床への入院費用は助成対象外です(中学1年生～高校生世代を除く)。

※3歳～小学6年生は、子ども医療制度を選択することもできます。

■ひとり親家庭等医療制度

▷対象 ①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③父母のいない児童

※児童＝小学1年生～高校3年生

▷助成内容

対象者	内 容	
小学1年生～高校生世代	通院・入院ともに無料	
母子家庭の母 父子家庭の父	通院	800円/月(上限)
	入院	500円/日(月7日限度)

※所得制限があります。

■共通事項

※芦屋町に住んでいて、何らかの健康保険に加入している人が対象です(生活保護受給者は除く)。

※いずれも1医療機関ごとの自己負担額です(薬局での自己負担はありません)。

※入院時の食事代や差額室料代などの保険適用外費用は、助成対象外です。

※県外で受診した場合は、住民課窓口で申請手続きが必要です。



広報あしやに、広告を掲載しませんか

「広報あしや」では、事業所や会社、店舗などの広告を有料で掲載しています(制限事項あり)。

▷規格 白黒で1枠87×50mm(この記事の枠内)

▷掲載料金 1枠1万円で、2月以上掲載が条件

▷申し込み 掲載希望号の2カ月前の

1日までに広報情報係(☎223-3569)へ申込書を提出



うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎093-967-0555

結婚相談所 ムスベル

広告

お知らせ

遠賀中間地域生活支援拠点等
事業に登録しませんか

遠賀中間地域生活支援拠点とは、障がい児・者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、住み慣れた地域で安心した生活が送れるようにさまざまな機関が協力し合い、障がい児・者を地域で支えあうためのしくみとして、遠賀中間地域で整備しているものです。

介護者の急な入院などの緊急事態に相談を受け、障がい児・者が短期入所サービスを利用できるような支援や、親元からの自立を考えている人に、体験の機会・場を提供します。

緊急時や体験の機会・場のサービスを利用するためには、事前登録が必要です。

▽対象 在宅で生活している障がいのある人で、登録を希望する人
▽申込方法 登録用紙に必要事項を記載して、障がい者・生活支援係へ提出

※申し込みは、随時受け付けています。

▽持つてくるもの 障害者手帳など障がいがあることを確認できるもの

▽そのほか 申し込みの際、窓口

この墓に心あたりはありますか



次の墓の改葬（移転）を行います。心あたりがある人は、連絡してください。詳しくは町ホームページを見てください。



町ホームページ

▶墳墓所在地

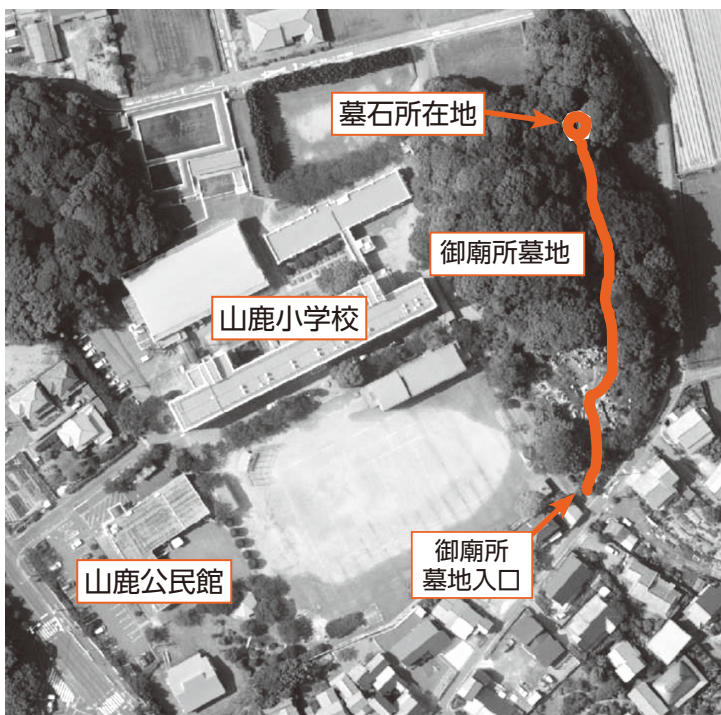
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿字
御廟所 1671番地

▶墳墓名称

御廟所墓地

▶死亡者の本籍や氏名など

本籍	氏名	墓碑名
不詳	吉永 武男	温良院永楽日武信士
不詳	吉永 徳十	吉永家累代之墓



墓の使用者登録も忘れずに

町営墓地には使用者未登録の墓があります。対象の墓地に墓を所有していて登録しているか不明の人は問い合わせてください。

▶対象墓地

鶴松墓地（浜口町）、御廟所墓地（山鹿）、大久保墓地（山鹿）、田屋墓地（山鹿）、中ノ浜墓地（中ノ浜）

問い合わせ 環境・公園係（☎223-3538）

で登録希望者の生活状況などの聞き取りを行います。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎2223・3530)

芦屋町若年者専修学校等 技能習得資金貸与事業

若年者で職業に必要な技術や知識を習得する意欲があり、経済的な理由により専修学校などへの就学が困難な人に対し、技能習得資金の貸与(無利子)を行っています。

▽対象者 ①②③の全てに当てはまる人

①町内に住んでいる人

②令和4年度に中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を卒業した人(中等教育学校の前期課程を修了した人を含む)または、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)を退学した人

③ほかの奨学金を受けていない人

▽貸与要件 ①②③のいずれかに当てはまる人

①生活保護を受けている世帯

②市町村民税が非課税の世帯

③市町村民税が減免されている世帯

④世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯

▽連帯保証人 1人

※芦屋町に居住し、独立生計している成年者

※申請者が未成年の場合は、親権者または後見人

▽貸与の金額

①修学資金(月額) 専門課程≒5万3000円、その他の課程≒3万円

②入学支度金≒10万円

▽返還 貸与利息は無利子で、貸付期間は在学期間、卒業6カ月後から在学期間の3倍の期間内に月賦、半年賦、年賦などにより返還

▽申込期限 4月21日(金)

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎2223・3530)

※対象校、学科は事前に問い合わせてください。

オンラインによる転出届・転入(転居) 予約を利用してください

オンラインによる転出届・転入(転居) 予約とは、マイナンバーカードとマイナポータルを活用し、転出の届け出や転入・転居の予約をすることです。これにより、転出時に役場に行く必要がなくなり、転入や転居の手続きがスムーズにできるようになります。マイナンバーカードを持っている人は利用してください。

なお、町営住宅の入退居や芦屋町の小中学校に引き続き通学を希望する場合は、事前に役場での手続きが必要な場合があります。詳しく

くは担当部署に問い合わせてください。

▽問い合わせ 住民係 (☎2223・3531)

NHK放送受信料補助申請 の受け付けを開始します

3月7日(金)からNHK放送受信料補助申請の受け付けを開始します。

申し込み期限は3月31日(金)までです(郵送の場合は3月31日(金)消印有効)。

補助額は、地上契約分の半額相当の額(上限6825円)です。

対象となる可能性がある人には、町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。

町から3月上旬に補助金交付申請書を送付します。ただし、補助対象者でも申請書が届かない場合がありますので、問い合わせてください。



NHK 放送受信料
町ホームページ

Happy Birthday

誕生日のお祝いメッセージを載せませんか

子どもの誕生月の広報あしやに、子どもの写真と誕生日のお祝いメッセージを掲載しませんか。

▷対象 町内に住む3歳までの子ども

▷応募方法 町のホームページを見てください。

▷応募期限 誕生月の前々月の15日

▷問い合わせ 広報情報係 (☎2223・3569)



町役場庁舎や町民会館でも Wi-Fi (公衆無線LAN) 使えます

芦屋町では、皆さんの利便性向上と災害時の通信手段の提供を目的に、Wi-Fi環境を整備しています。スマートフォンなどのWi-Fi対応機器を利用して、無料でインターネットに接続することができます。

▷利用できる場所 中央公民館、総合体育館、芦屋町役場、町民会館

▷問い合わせ 広報情報係 (☎2223・3575)



お知らせ

パラスポーツを体験しませんか
障がい者レクスポ大会

今話題のフィンランド発祥のニ
ュースポーツ「モルック」とパラ
リンピック競技「ボッチャ」を体
験できます。障がいのある人、な
い人誰でも簡単に挑戦できるスポ
ーツです。一緒に体験しませんか。

▽とき 3月26日(日)・午前10時～正午

▽ところ 総合体育館

▽内容 ニュースポーツ体験

▽対象 町内に住んでいるか勤務
している人

▽持ってくるもの 室内シューズ

▽問い合わせ 社会教育係 (☎2
23・3546)

歴史探訪バスツアー

「肥前名護屋城と秀吉の夢」

今回は、文禄・慶長の役に出兵
地点として築かれた軍事都市遺跡
を探访します。壮大な城郭や港湾
跡、名護屋城博物館から戦国末の
状況を学びます。

▽とき 3月21日(日)・午前7時20
分 分役場玄関前集合

▽見学先 肥前名護屋城(佐賀県
唐津市鎮西町)

▽対象 町内に住んでいるか勤務

している人

※中学生以下は保護者同伴

▽定員 10人(事前申し込み先着順)

▽参加費 225円(資料代、保
険料)

※別途昼食代が必要です。

▽事前研修(参加必須) 3月18日

田・午前10時～11時

▽申し込み 3月5日(日)～12日(日)・

午前9時～午後5時に芦屋歴史の
里(☎2222・2555)へ

中央公民館講座

日本に関する国際法の話Ⅳ

日本と近隣諸国、国際社会全体
との関係は複雑化するばかりです。
その中で国際法はどのような役割
を果たしているのでしょうか。今
回は、領土問題や戦後補償の問題
などについて、最近の事例を含め、
専門家が詳しく、分かりやすく解
説します。

▽とき 3月25日(日)・午前10時～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽講師 深町公信さん(熊本大学
名誉教授)

▽定員 40人(事前申し込み先着順)

▽参加費 無料

▽申し込み 3月1日(日)から・午

前9時～午後5時に電話で中央
公民館(☎2222・1681)へ

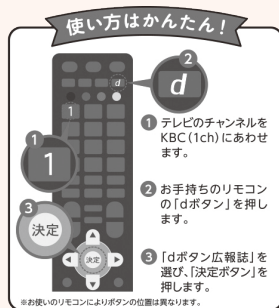
※月曜日は休館です。

テレビのdボタン広報誌で 町の情報を確認できます！

芦屋町では、地上デジタルテレビのデ
ータ放送を活用した広報を行っています。
家庭のテレビのチャンネルをKBC
(1チャンネル)にあわせ、リモコンに
ある「dボタン」を押し、画面に表示さ
れる「dボタン広報誌」を選択してくださ

い。災害時の緊急のお知らせや、新型コロナウイルス感染症に関する情
報などを見ることができます。

▷問い合わせ 広報情報係 (☎223 - 3569)



地域の行政情報や 身近な話題を 声でお届け！

芦屋町では、視覚に障がいのある人や文字を読むのが困難な
高齢者などのために、「広報あしや」と「芦屋町議会だより」
を音声にして提供しています。

音声データはデジジー図書
(プレクストーク対応拡張子)
とMP3です。利用を希望する
人は問い合わせてください。



▷問い合わせ 広報情報係
(☎223 - 3569)

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の
状況によって、変更・中止となる場合があります。

芦屋町職員の 給与・定員管理の状況を 公表します

令和3年度決算統計調査と令和4年給与実態調査・定員管理調査（4月1日）の資料に基づき、芦屋町職員の給与と定員管理などの状況を公表します。詳しくは町のホームページで4月末までに公開する予定です。
▷問い合わせ 人事係（☎223-3574）

1. 総括（普通会計決算）

①人件費の状況（令和3年度普通会計決算）

住民基本 台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
1万3303人	94億4808万円	12億9320万円	13.7%	12%

※普通会計とは、一般会計と給食センター特別会計のことです。
※人件費には、特別職の給与や報酬、一般職の給料や諸手当のほか
に共済組合負担金などが含まれます。

②職員給与費の状況（令和3年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
139人	5億1245万円	1億781万円	1億8489万円	8億516万円	579万円

2. 平均給与月額別の状況（令和4年4月1日現在）

区分	一般行政職			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
芦屋町	41.0歳	299,500円	360,219円	324,163円
国	42.7歳	323,711円	-	405,049円

※平均給与月額とは、給料月額（基本給）と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を平均したもので、平均給与月額（国ベース）とは、国家公務員と同基準（時間外勤務手当などは含まない）で額を平均したものです。

3. 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
芦屋町	182,200円	154,900円	147,900円
国	182,200円	150,600円	-

4. 手当の状況

①期末手当・勤勉手当（令和3年度支給割合）

支給割合		役職加算
期末手当	勤勉手当	
2.55月	1.90月	5～15%

②退職手当（令和4年4月1日現在）

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高 限度額	1人当たりの 平均支給額
自己都合	19.67月分	28.04月分	39.76月分	47.71月分	823万円
勲奨・定年	24.59月分	33.27月分	47.71月分	47.71月分	

※1人当たりの平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

③その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容と支給単価	1人当たりの 平均支給年額 (令和3年度決算)
地域手当	(給料+扶養手当+管理職手当) ×支給割合(芦屋町:0%、福岡市:10%、大野城市:6%)	257,325円
特殊勤務手当	徴税特殊勤務手当、 競艇場特殊勤務手当など	220,887円
扶養手当	子 10,000円 子以外 6,500円	243,872円
住居手当	借家 上限28,000円	249,151円
通勤手当	公共交通機関 上限55,000円 自家用車など(2km以上) 2,000円～24,400円	64,454円
管理職手当	49,600円～72,700円	783,789円
時間外手当	正規の勤務時間外の勤務	376,172円

5. 特別職の報酬などの状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料	退職手当	期末手当
町長	744,000円	給料月額× 在職年数×450/100	6月期 1.525月 12月期 1.525月 (特別職加算20%)
副町長	621,000円	給料月額× 在職年数×300/100	
教育長	581,000円	給料月額× 在職年数×240/100	
事業管理者	562,000円	給料月額× 在職年数×240/100	

区分	報酬	退職手当	期末手当
議長	345,000円	該当なし	6月期 1.45月 12月期 1.45月 (特別職加算20%)
副議長	318,000円		
議員	298,000円		

6. 職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数 (人)	
		令和3年	令和4年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	3	3	-
		総務・企画	44	51	7
		税務	11	11	-
		民生	22	25	3
		衛生	12	12	-
		農林水産	5	5	-
		商工	5	5	-
		土木	14	14	-
		計	116	126	10
	教育部門	23	17	△6	
小計	139	143	4		
公 営 企 業 等	下水道	4	4	-	
	ボートレース	22	22	-	
	その他	4	5	1	
	小計	30	31	1	
合計		169	174	5	

※職員数は一般職に属する職員数で、退職者、育児休業者、派遣職員を含みます。

